

『資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のご案内』

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、東京総合信用株式会社(現 SMBC ファイナンスサービス株式会社)が発行した「NEC テレホン工事券 A」、「NEC テレホン工事券 B」、「NEFAX-10 取付工事券」(以下、「テレホン工事券等」といいます。)につきまして、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき払戻しを実施させていただきます。

未使用の「テレホン工事券等」をお持ちのお客様は、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. 払戻しを行う前払式支払手段の種類

(1) NEC テレホン工事券 A

(表面)

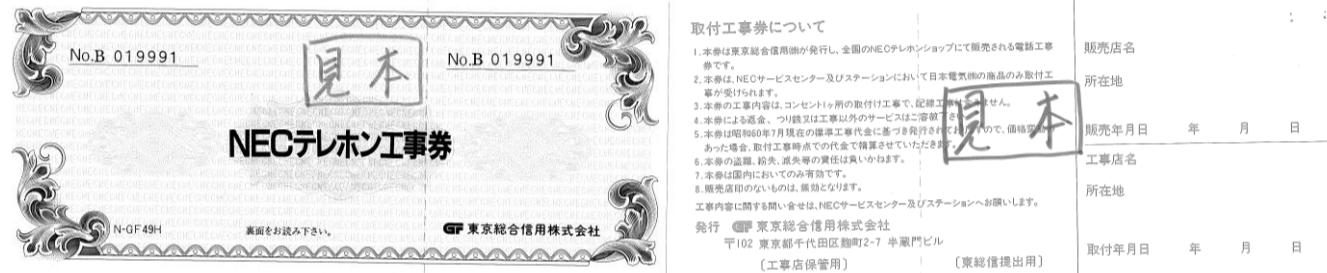
(裏面)



(2) NEC テレホン工事券 B

(表面)

(裏面)



(3) NEFAX-10 取付工事券

(表面)

(裏面)



2. 払戻しの申出期間

令和 5 年 7 月 25 日 (火) ~ 令和 5 年 9 月 25 日 (月)

受付時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時まで (土、日、祝は除く)

※当該期間内に払戻しの申し出がない場合は、この払戻し手続から除外されます。

3. 申出及び払戻しの方法

- ①お申し出される方の住所、氏名、連絡先を SMBC ファイナンスサービス株式会社総務部(本店駐在)までお電話にてご連絡ください。
- ②ご連絡いただきましたら、「テレホン工事券等払戻申請書」を送付いたします。必要事項をご記入いただき、未使用の「テレホン工事券等」現物と申請書を下記の連絡先まで送付してください。
- ③送付された申請書記載内容と未使用の「テレホン工事券等」の現物を確認し、指定口座へ合計金額を振り込むことにより払戻しを行います。(振込手数料は当社で負担します。)

※郵送による申出の有効期間は、払戻し期間の最終日の消印までとさせていただきます。

※明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用しません。

4. 連絡先

SMBC ファイナンスサービス株式会社 総務部総務グループ(本店駐在)

〒460-8670 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 23 番 20 号

電話 052-310-1501